

郵送による転出届 (転出証明書の郵送請求)

鹿児島市長様 下記のとおり届出いたします。

◆届出人(代理人が届出する場合には委任状が必要です。)		届出日	令和 年 月 日
氏名	署名	連絡先 電話番号	※日中ご連絡の取れる電話番号を必ずご記入ください。
住所	鹿児島市	転出した方 からみた関係	本人 ・ 同一世帯員 代理人 (委任状が必要)

◆届出内容

転出先住所 (引越し先)		転出先住所に 住み始めた日	令和 年 月 日
-----------------	--	------------------	----------

<今回、転出した方>

		(市処理欄)				
	氏名	生年月日	個力	国保	介護認	児手
1		大・昭・平・令・西暦 年 月 日	有 無	有 無	有 無	有 無
2		大・昭・平・令・西暦 年 月 日	有 無	有 無	有 無	有 無
3		大・昭・平・令・西暦 年 月 日	有 無	有 無	有 無	有 無
4		大・昭・平・令・西暦 年 月 日	有 無	有 無	有 無	有 無
5		大・昭・平・令・西暦 年 月 日	有 無	有 無	有 無	有 無

転出前住所 (今までの住所)	<input type="checkbox"/> 届出人住所と同じ(同じ場合は記入不要) 鹿児島市	宛名番号
-------------------	------------------------------------------------------	------

<転出証明書の交付有無>

【質問】 今回、転出する人の中に、マイナンバーカード または 住民基本台帳カードを持っている人は？	
<input type="checkbox"/> いる ⇒ 転出証明書は郵送しません。 必ず裏面の「◆マイナンバーカード(個人番号)カード等について」 をご確認の上☑を付けてください。 ・鹿児島市での転出処理が終わりましたら、電話でご連絡しますので、 引越し先の自治体で転入届を行ってください。 (転入届は新住所に住み始めてから14日以内に行ってください) ・転入届の際はカードを提示してください。 ※事情があり、カードを提示できない場合は右欄の「 <input type="checkbox"/> いない」に チェックしてください。	<input type="checkbox"/> いない ⇒ 転出証明書を郵送します。 ・転出証明書が届きましたら、 引越し先の自治体で転入届を行ってください。 ・転入届の際は「転出証明書」を 提出してください。

鹿児島市使用欄

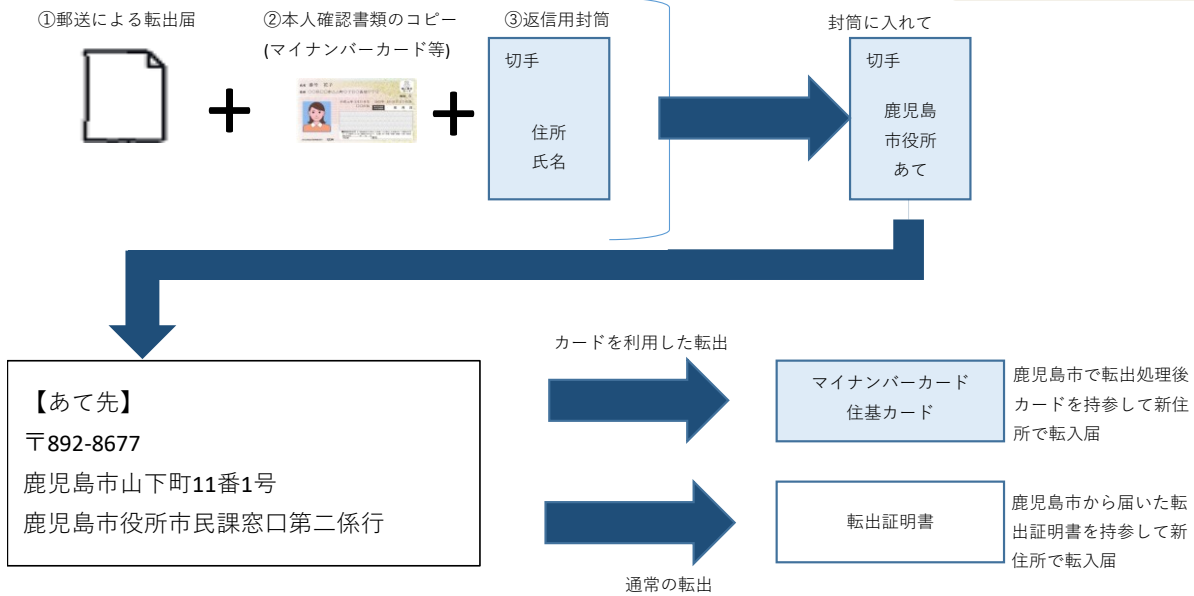
本人確認 個・免・旅・住・保・敬・友・年・在・手・他 委任状・聴聞・未確認		封筒 返信用封筒(有・無) 速達・書留・特	受付	入力	照合	転証	支援
特例転出							
世帯主・続柄変更を兼ねる		連絡事項	国保処理欄				
新主	新住 旧住		国保異動日				
世帯員氏名	旧続柄 新続柄		記号番号				
			新				受付
			旧				作成

※裏面も必ずご確認ください。

### ◆必要なもの

- ①郵送による転出届（この用紙）
- ②届出人の本人確認書類のコピー（マイナンバーカード・運転免許証・保険証等）
- ③返信用封筒 ※カードを利用した転出の場合は不要  
送付先のあて名を記入し、切手を貼ってください。  
参考：25g以内の定形郵便：84円、速達：344円

送付先は新住所となります。  
※代理人が届出する場合は、  
代理人住所となります。



### ◆印鑑登録

印鑑登録は住民登録地で行うこととなりますので、転出手続きをされると印鑑登録は自動的に廃止となります。  
印鑑登録証はご自分で廃棄していただいて構いません。

### ◆マイナンバーカード(個人番号)カード等について <カードを同封する必要はありません>

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの交付を受けている人は、転出をした日から届出までの期間によって、取り扱いが異なるのでご注意ください。

★法定の期間内（転出した日の翌日から起算して14日以内）に転出届をする場合は、転入届の特例が適用されます。  
⇒転出証明書は交付されません。転出届の処理が完了したことを電話にてご連絡します。

転入届の特例とは、住民基本台帳ネットワークを用いる転入届です。  
転入手続きには、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(暗証番号の入力が必要です)を使用するため、転出証明書は交付されません。また、現在お使いのカードは、転入後に引続き使用することが可能です。マイナンバーカード等の継続利用については、転入先市区町村へお問合せください。

### ★法定の期間を超えて転出届をする場合、交付を受けているマイナンバーカード等は失効します。

- ⇒転出証明書に準ずる証明書を交付します。返信用封筒を同封ください。
- 表面<転出証明書の交付有無>には「いない」にを付けてください。
- マイナンバーカード等は転入先の市区町村の窓口へ返納してください。

### 【問い合わせ先】

〒892-8677  
鹿児島市山下町11番1号  
鹿児島市役所市民課窓口第二係  
(電話：099-216-1217)